

山口県人権推進指針

～県民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして～

山口県

県民一人ひとりの人権が尊重された 心豊かな地域社会をめざして

人権の世紀と言われている21世紀も、既に10年以上を経過しましたが、今日においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもとで、幅広い人権問題への対応やより一層の人権を尊重した行政の推進などに取り組んでいくことが求められています。

本県におきましても、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針であります「山口県人権推進指針」を平成14年に策定し、平成19年には指針の「分野別施策の推進」を見直し、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、人権に関する諸施策を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、本指針策定から10年が経過し、社会情勢の変化や新たな人権課題も生じていることから、平成20年に実施いたしました「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、「山口県人権施策推進審議会」からの答申に基づき、人権に関する総合的な取組をより一層推進するため、このたび、「山口県人権推進指針」を改定いたしました。

この指針においては、山口県民すべてが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかげがえのない尊い生命の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、生命（いのち）、自由（じゆう）、平等（びょうどう）の三つの視点で人権に関する諸施策を総合的に推進することとしています。

今後とも、この指針に基づいて、市町をはじめ、関係機関や関係団体等との密接な連携のもと、“県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会”の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成24年（2012年）3月

山口県知事

目 次

第1 指針の趣旨と性格	1
1 指針の趣旨	1
2 指針の性格	1
第2 人権をめぐる状況と課題	2
1 国連の取組	2
2 国内の動向	2
3 本県の取組	3
4 人権課題等の状況	4
第3 指針の基本理念、キーワード	6
1 基本理念	6
2 キーワード	6
第4 施策の推進	7
1 人権を尊重した行政の推進	7
2 人権教育及び人権啓発の推進	7
3 相談・支援体制の充実	9
4 分野別施策の推進	9
第5 推進体制	10
1 それぞれの取組	10
2 推進体制	11
本編資料「分野別施策の推進」	12
○ 男女共同参画に関する問題	
○ 子どもの問題	
○ 高齢者問題	
○ 障害者問題	
○ 同和問題	
○ 外国人問題	
○ 罪や非行を犯した人の問題	
○ 犯罪被害者と家族の問題	
○ 環境問題	
○ インターネットにおける問題	
○ プライバシーの保護	
○ 拉致問題	
○ インフォームド・コンセントの推進	
○ 感染症の問題	
○ ハンセン病問題	
○ 性同一性障害の問題	
参考資料	32

第1 指針の趣旨と性格

1 指針の趣旨

我が国においては、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする日本国憲法（昭和22年（1947年）5月3日施行）のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備が推進されています。

しかし、国の人権擁護推進審議会の答申（平成11年（1999年）7月）において、「国内外から、国の諸制度や諸施策そのものの在り方に対する人権の視点からの批判的意見も含めて、公権力と国民との関係や国民相互の関係において、様々な人権問題が存在すると指摘されている。」とあるように、私たちの身の回りには、様々な人権問題が幅広く存在しています。また、少子・高齢化や情報化の進展などによる社会の変化により、新たな課題も発生しています。

県では、このような状況を踏まえ、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために、「山口県人権推進指針」（以下「指針」という。）を平成14年（2002年）3月に策定しました。

2 指針の性格

この指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針とし、「やまぐち未来デザイン21」¹に基づく部門別実行計画等の推進に当たって、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととし、次のような役割をもちます。

- （1） 県は、県民の人権を尊重した行政を推進するとともに、広範にわたる人権諸施策を総合的、計画的に推進するための指針とします。
- （2） 市町に対しては、この指針を踏まえ、県との密接な連携を図りながら、各市町の実情に応じた施策推進の方向性を明示され、住民に密着した積極的な取組が実施されることを期待します。
- （3） 県民、民間団体、企業等に対しては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識のもとに、自主的な活動が展開されることを期待します。

* この指針における「県民」とは、県内に暮らすすべての人々です。

* 「日本国憲法」この指針のpp.39-40に基本的人権に関係する条項を掲載しています。

1 「やまぐち未来デザイン21」平成10年2月に策定された、たくましい山口県づくりを目指すための県政運営指針。計画期間は平成24年度末までとなっている。

第2 人権をめぐる状況と課題

1 国連の取組

20世紀前半の二つの大戦の教訓から、昭和20年（1945年）に、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日、第3回総会で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と人権の尊重を謳った「世界人権宣言」を採択し、人権の国際基準を示しました。

その後、世界人権宣言を実効あるものとするために、「人種差別撤廃条約」や「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利条約」など多数の人権に関する条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など人権尊重に向けて国際的な取組を続けてきました。

2 国内の動向

我が国においても、日本国憲法の基本的人権の保障を具体化するため、法制度の整備など、様々な取組が行われてきました。

平成8年（1996年）12月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権擁護に関する審議が行われ、二つの答申が提出されました。一つは、平成11年（1999年）7月の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申であり、一つは、平成13年（2001年）5月の「人権救済制度の在り方について」の答申です。

また、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・人権啓発推進法」という。）が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。さらに、平成14年（2002年）3月には、本法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、犯罪被害者等基本法（平成17年（2005年）施行）や高齢者虐待防止・養護者支援法（平成18年（2006年）施行）、障害者虐待防止・養護者支援法（平成23年（2011年）公布）等が制定され、また、DV²防止法や児童虐待防止法が平成20年（2008年）に改正施行されるなど、個別の人権関連法の整備が行われています。

* 「世界人権宣言」この指針のpp.33-36に掲載しています。

2 「DV」ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。夫やパートナー等、親密な関係にある者からの暴力をいう。

3 本県の取組

県では、これまで、個別ごとの人権課題に対して、国や市町、関係団体等と連携しながら、その解決のために取り組んできました。また、ノーマライゼーション³の理念に基づいた施策の推進など、県民の人権を尊重するという視点に基づき諸施策を進めてきました。

しかし、一方では、様々な人権問題が幅広く存在していることから、人権教育・人権啓発の積極的な推進や、あらゆる行政分野において、人権の尊重を基礎とした行政の取組が求められるようになってきました。

このため、平成12年（2000年）には、人権施策の総合的な推進を目的とした庁内組織である「山口県人権施策推進連絡会議」を設置し、人権に関する庁内の関係部局間の連携を図ってきました。

また、同年、県が行う人権施策の基本理念及び県が取り組むべき人権課題、施策の推進等に関する「山口県人権推進指針」の策定に向け、学識経験者、関係団体の代表者、行政機関の代表者等で構成する「山口県人権施策推進協議会」を設置しました。

県では、本協議会における協議内容等を踏まえ、平成14年（2002年）3月、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、「山口県人権推進指針」を策定しました。

指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示すものであり、県では、策定後、人権教育・人権啓発及び個別の人権諸施策を、本指針の基本理念に基づき総合的に取り組んできました。

また、平成18年（2006年）4月には、人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議を目的とする「山口県人権施策推進審議会」を設置しました。

県では、本審議会における審議内容等も踏まえ、平成19年（2007年）6月に、指針の「分野別施策の推進」の改定を行いました。

さらに、人権諸施策の推進等の参考に資するため、平成20年（2008年）9月に「人権に関する県民意識調査」を実施し、翌年3月に、指針の周知度や分野別人権課題の問題点、人権に関する取組の条件整備など20問に対する回答の結果をとりまとめて公表しています。

また、個別分野における対応としては、それぞれの分野における計画やプランを策定・実行するなどの取組を推進しています。

³ 「ノーマライゼーション」高齢者や障害者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにし、共に社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりを進める考え方。

* 「人権に関する県民意識調査」この調査結果の報告書は、人権対策室ホームページに掲載しています。

4 人権課題等の状況

(1) 概況

私たちの身近には、家庭における子どもへの虐待、学校におけるいじめや体罰、障害者や外国人に対する差別など、様々な人権問題が幅広く存在しています。

本県においては、県民の人権に対する関心が高まり、理解も深まってきておりますが、今日の社会においては、差別問題だけではなく、政治的要因、経済的要因、あるいは社会的要因などにより、基本的人権の享有が阻害されるという問題なども含めて、次のような分野の問題などにおいて人権課題が見受けられます。

「男女共同参画に関する問題」「子どもの問題」「高齢者問題」
「障害者問題」「同和問題」「外国人問題」
「罪や非行を犯した人の問題」「犯罪被害者と家族の問題」
「環境問題（環境保全・大災害・公害）」「インターネット⁴における問題」
「プライバシーの保護」「拉致問題」「インフォームド・コンセント⁵」
「感染症の問題」「ハンセン病⁶問題」「性同一性障害⁷の問題」
「ストーカー⁸の問題」「自己決定権⁹を巡る問題」など

(2) 家庭、地域、職場、学校等における課題

基本的人権は、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場において尊重されなければならないものですが、それぞれの場において、次のような人権課題があります。

ア 家庭における課題

少子・高齢化、家族の小規模化や家族形態の多様化が進展する中、子どもや高齢者への虐待、家庭内での暴力などの問題が見られます。

イ 地域における課題

住民相互の連帯感や地域社会の相互扶助機能が低下する中、ノーマライゼーションの考えのもと、ハード面、ソフト面における環境の整備などが、引き続きの課題となっています。

4 「インターネット」IPという約束によって接続された、世界規模のコンピュータネットワーク。

5 「インフォームド・コンセント」診療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療すること。

6 「ハンセン病」らい菌による慢性の感染症。主に末梢神経と皮膚が侵される。感染力はきわめて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進んだ。今では仮に発病しても通院治療で完治する。

7 「性同一性障害」生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない疾患。

8 「ストーカー」特定の他者に対して執拗につきまとう行為を行う人間のこと。

9 「自己決定権」一定の個人的なことがらについて、個人が自ら決定することのできる権利。国際人権規約には、「すべての人民は自決の権利を有する。」と表記されている。自己決定権をめぐる裁判例としては、輸血による治療拒否事件等がある。

ウ 職場における課題

障害者の法定雇用率の達成、男女の賃金や昇進等の格差の是正、セクシュアル・ハラスメント¹⁰やパワー・ハラスメント¹¹などの課題があります。

エ 学校における課題

いじめや体罰の問題や基本的人権の意義、人権尊重の理念についての理解が十分でないことや人権教育の推進体制の充実、家庭・地域社会等との連携の強化などの課題があります。

オ 施設等における課題

高齢者、障害者が安心して快適な生活をするためには、各種施設のもつ役割は大きなものがありますが、施設入居者や利用者に対する身体拘束や心理的な虐待などの課題があります。

また、インフォームド・コンセントの推進など医療機関が患者の立場に立った積極的な情報提供を促進することが一層求められています。

10 「セクシュアル・ハラスメント」 広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業関係が害されること」とされている。

11 「パワー・ハラスメント」 平成24年1月30日に厚生労働省のワーキング・グループ報告においては、「職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義し、「上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。」とされている。

第3 指針の基本理念、キーワード

1 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由に平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかげがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

2 キーワード

この基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワード¹²として諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

じゅう
（自由）

だれもが 人として大切にされ 自由に自分らしく生きることが
できる地域社会の実現をめざします

このため

県民一人ひとりが 自由にものごとを考え 自由の意義を理解し
自ら決定していくことが大切となります

びょうどう
（平等）

だれもが 社会の一員として等しく参加・参画し 個性や能力を
十分に発揮できる地域社会の実現をめざします

このため

県民一人ひとりが 平等に権利を有していることを理解し お互
いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切とな
ります

いのち
（生命）

だれもが 尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現
をめざします

このため

県民一人ひとりが かけがえのない生命を大切にし 安心して安
全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります

12 「キーワード」 問題などを解くかぎとなる言葉。重要な手掛かりとなる言葉。

第4 施策の推進

「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、国及び市町等と連携しながら諸施策を総合的、計画的に推進します。

1 人権を尊重した行政の推進

県が行うすべての業務は、なんらかの意味で人権にかかわりがあり、人権と無関係の部署はありません。職員一人ひとりが県民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、たえず問題意識をもって業務に当たる必要があります。

このため、県におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 県政の運営に当たっては、県民の人権を尊重するという視点に基づき、行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点に立っての業務の点検や見直し、情報公開の推進や個人情報の保護、申請・届出などに対する迅速な事務処理や公平な取り扱い、親切な接遇など人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚がもてるよう、職員研修を充実します。

また、保健、医療、福祉に携わる職員等が、患者や利用者の人権の重要性を認識し、人権意識の高揚が図れるよう、人権に関する研修を充実します。

2 人権教育及び人権啓発の推進

国の人権擁護推進審議会の人権教育・人権啓発に関する答申（平成11年（1999年）7月）においても、また、「人権教育・人権啓発推進法」（平成12年（2000年）12月）においても、人権教育と人権啓発の重要性が指摘され、地方公共団体に対して人権教育と人権啓発の積極的な推進が求められています。

県は、これまで様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の理念を認識していくための教育と啓発を推進してきましたが、これまでの実績を踏まえ、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場を通じて人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。そのため本県では、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

推進にあたっては、県民一人ひとりが、基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する認識を深めるとともに、個人の尊重や生命・自由・幸福追求の権利の尊重、法の下での平等といった、基本的人権尊重の様々な視点を身につけることができるよう取り組みます。また、個別の人権課題についても、基本的人権尊重の様々な視点から課題を捉え、理解を深めていくよう取り組みます。

ア 学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

- ① 実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。
- ② 児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。
- ③ 幼児・児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

イ 地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、市町との連携を図りながら、職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ① 社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するように支援します。
- ② 地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。

ウ 家庭教育への支援

家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実に努めるなど、家庭教育への支援に努めます。

- ① 学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。
- ② 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実に努めます。

(2) 人権啓発の推進

県民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、県民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

ア 基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を推進します。

- ① 様々な人権問題の啓発とあわせ総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。
- ② テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどによる広報や啓発イベントの開催など、全県を対象とした人権啓発活動を推進します。
- ③ 「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進します。

イ 県民の自主的な人権学習の取組を促進するため、市町における実践力のある啓発指導者の養成を推進します。

また、指針の活用を促進するとともに、必要な情報の提供に努めます。

ウ 県民の理解と共感が得られる啓発内容や効果的な啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

3 相談・支援体制の充実

相談は、適切な助言等を通じて、当事者による問題解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法ですが、相談機関の専門性から、個別課題を中心とした対応になりがちで、相談機関相互の連携も必要となっています。

このため、県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 相談体制の充実

ア 人権に関する様々な相談に的確に対応するため、各相談機関の業務について相談機関相互が理解し、連携が図られるよう努めます。

また、県及び市町の人権に関する相談対応においては、相談内容を的確に把握し、他の窓口の紹介を含め、適切に対応するよう努めます。

イ 県及び市町の広報誌やホームページなど、様々な広報媒体を通じた相談機関等に関する基本情報の提供を進めます。

ウ 社会福祉施設等利用者に対する相談機能を充実します。

エ 相談員の資質の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(2) 相談者等への支援の推進

ア 男女共同参画相談センター¹³による一時保護や自立支援、児童相談所¹⁴の一時保護、成年後見制度¹⁵の利用推進、障害者の就労支援などの取組については、関係機関等との緊密な連携の下、積極的に推進します。

また、その他の相談機関においても、相談者への支援体制の充実に努めます。

イ 平成13年(2001年)5月の人権擁護推進審議会答申に基づく人権救済制度創設に向けた国の動向を注視し、新たな人権救済機関との連携のあり方などについて検討します。

4 分野別施策の推進

※ 各分野の施策推進については、本編資料として、12頁以降に一括掲載しています。

13「男女共同参画相談センター」性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談に応じ、売春を行うおそれのある女子の保護更生を図り、並びに配偶者からの暴力に関しその防止及び被害者の保護を図るために設置された県の出先機関。

14「児童相談所」児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う期間。県内には中央、岩国、周南、下関、萩の5か所が設置されている。

15「成年後見制度」認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な成年者について、本人の財産や権利を守ることを目的として援助者(成年後見人等)を選ぶ法的制度。平成11年12月に従来の本人の保護に加え、自己決定権を尊重した制度となった。

* 人権関係相談機関の一覧表を人権対策室ホームページに掲載しています。

第5 推進体制

1 それぞれの取組

この指針のめざす「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、県民、民間団体、企業においてもそれぞれ果たす役割があり、行政との理解と協力のもとに活動(協働)していく必要があります。

(1) 県民の取組

人権は、すべての人に等しく保障されたものです。したがって、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することが求められます。お互いを認め合う人権感覚を培うために、また、様々な人権問題を正しく理解するために、自主的な取組をしましょう。

(2) 地域社会の取組

様々な人権問題を地域で学びあうための活動など、自主的な取組をしましょう。

(3) 民間団体等の取組

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組をしましょう。

(4) 企業の取組

公正な採用の促進、企業内研修の充実、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶など企業内における人権尊重の確保や自主的・計画的な啓発活動の推進などの取組が求められます。

特に、企業内研修の実施に当たっては、内容や手法について、従業員の理解を得ることが求められます。また、地域において開催される研修会や学習会等への従業員の参加に配慮するなどの工夫した取組が求められます。

(5) 市町の取組

住民にとって最も身近な自治体として、県との連携を図りながら、地域に密着したきめ細かい人権教育・人権啓発活動を実施するとともに、地域社会で行われる研修等の自主的な取組への支援などの推進が求められます。

また、人権施策推進の取組について、市民・町民の意見を反映するために、推進組織等の設置が求められます。

(6) 県の取組

県は、国や市町等と連携した積極的な人権教育・人権啓発活動の推進や、市町や民間団体等の自主的な取組への支援などを行うとともに、広域的な領域を担当するなどの役割を果たします。

* 「公正な採用の促進」「職業選択の自由」を保護し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、採用する側の企業が、人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが求められます。山口労働局では、公正採用選考人権啓発推進員研修会の実施や企業訪問等により、効果的な啓発を推進するとともに、不適切な採用選考に対しては是正指導を行っています。

また、山口地方法務局、県、山口県人権擁護委員連合会で構成する「山口県人権啓発活動ネットワーク協議会」¹⁶及び県内5地域に組織された「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」¹⁷を主要な啓発推進組織として位置づけ、国、県及び市町が密接に連携し、より効果的な啓発活動を実施します。

2 推進体制

(1) 県の取組体制

人権課題は広範囲に及んでいることから、この指針による取組を次の体制により進めます。

ア 「山口県人権施策推進審議会」の意見を聴きながら、人権に係る施策を総合的に推進します。

イ 庁内関係課（室）で構成する「山口県人権施策推進連絡会議」により、人権に係る諸施策を円滑に推進します。

(2) 自主的な取組への支援

県民や民間団体、企業などの自主的な取組を支援するため、県と市町が連携しながら、次の視点から条件整備の取組を進めます。

- ① 公民館等の公共施設における研修機能の充実
- ② 学習活動に活用できる教材や指導・助言体制の整備
- ③ 自主的な取組支援に関する情報提供

(3) 民間団体、企業、行政の連携・協力

人権が尊重される地域づくりを推進するため、民間団体、企業、行政がそれぞれ主体者としての認識のもと、相互に連携し、協力して取組を進めます。

¹⁶「山口県人権啓発活動ネットワーク協議会」山口地方法務局、県、山口県人権擁護委員連合会で構成する人権啓発推進組織。

¹⁷「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」県内を5ブロック（岩国・周南・山口・宇部・下関）に分けて設置されている山口地方法務局支局、市町及び人権擁護委員協議会等で構成する人権啓発推進組織。

分野別施策の推進

○ 男女共同参画に関する問題	13
○ 子どもの問題	15
○ 高齢者問題	17
○ 障害者問題	19
○ 同和問題	22
○ 外国人問題	23
○ 罪や非行を犯した人の問題	24
○ 犯罪被害者と家族の問題	25
○ 環境問題	26
○ インターネットにおける問題	26
○ プライバシーの保護	27
○ 拉致問題	28
○ インフォームド・コンセントの推進	28
○ 感染症の問題	29
○ ハンセン病問題	29
○ 性同一性障害の問題	30

1 現状と課題

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機として、世界的規模で女性の地位向上を図るための取組が進められました。この間、我が国においても「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」など、法制面での整備が行われました。

本県においては、平成12年（2000年）に「山口県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、国の基本法及びこの条例に基づき「男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーマニープラン）」を平成14年（2002年）3月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に取り組んできました。

さらに、平成19年（2007年）3月と平成23年（2011年）3月には、男女共同参画を取り巻く社会情勢や環境の変化等に的確に対応するため、基本計画を改定しました。今後、この改定計画に基づいて、県民意識の醸成や仕事と家庭・地域生活の両立支援、男女間における暴力の根絶等に向けた取組の工夫、さらには、対象をしぼった取組の強化とともに、住民に身近な市町や、従業員・構成員等に直接関わる事業者・団体等との連携強化・協働を図っていくこととしています。

2 基本方針

男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指して、各種施策を総合的・計画的に推進します。

(1) 男女の人権の尊重

ア 男女共同参画の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に立ち、県民意識の醸成に向けた取組を、市町、事業者等と連携して推進します。

イ 人権尊重、男女平等意識の醸成に向け、市町、関係機関・団体等と連携して、生涯を通じた教育及び学習機会の充実を図ります。

ウ 男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題であることから、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を進めます。

(2) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

ア 男女共同参画の実現の大きな障害の一つである固定的な性別役割分担意識の改革に向け、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるため、分野別、男女別、年齢別に、きめ細かでわかりやすい啓発活動を積極的に展開します。

イ メディアからの情報が社会に与える影響は大きなものがあることから、「人権を尊重した表現」の推進に向けた取組をメディア連携して進めます。

(3) 施策等の立案及び決定への共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向け、県においては積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するなど、率先して女性の参画を進めるとともに、市町、事業者、各種団体等に対しても、積極的な働きかけを行います。

(4) 働く場における男女共同参画の推進

ア 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、関係機関・団体等と連携して、普及啓発活動を中心に、相談体制の整備、職業能力の開発への支援等の取組を進めていくとともに、ポジティブ・アクションなど事業所等の自主的な取組を促進するため、これを支援する取組を進めます。

イ 男女が多様な働き方を選択できる環境整備を図るとともに、継続就業及び再就職に対する支援に取り組みます。

ウ 貧困など生活上の困難に対応し、防止するため、女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用問題や均等な機会と公正な待遇の確保などに取り組みます。

エ 農林水産業、農山漁村における男女共同参画の推進に向け、気運の醸成や方針決定の場への女性の参画促進、さらには起業支援などの幅広い取組を進めます。

また、商工業等自営業についても、女性の資質向上を図るための研修会の開催や起業への支援などに取り組みます。

(5) 家庭生活と他の活動の両立支援

ア 仕事と生活の調和の推進に向け、子ども・子育て支援策など、男女共同参画に関する施策との密接な連携を図りながら、事業者、労働者、国、市町と連携し、取組を推進します。

イ 家庭生活、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に仕事と家庭生活、地域生活等を両立できる基盤を整備していくため、普及啓発や学習機会の提供、地域活動への参加促進に向けた支援などの取組の充実を図ります。

ウ 全ての男女が共にその意欲や能力に応じ、いきいきと安心して暮らせる社会づくりに向け、高齢者のあらゆる場への社会参画を進める「生涯現役社会づくり」に取り組みむとともに、年齢や障害の有無等にかかわらず、全ての人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めます。

(6) 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮

男女が互いの身体的特質を十分理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、健康的な生活を送るため、男女の生涯を通じた健康の保持増進対策、妊娠・出産期、育児期など女性の健康支援等に取り組みます。あわせて、学校において、発達段階に応じた適切な性教育の充実に努めます。

(7) 国際社会における交流と連携の促進

男女共同参画は国際社会における様々な取組と密接な関係を有しているため、国際交流・国際協力を促進するとともに、男女共同参画に関する国際規範・基準¹⁸の浸透を図るための取組を進めます。

18 「男女共同参画に関する国際規範・基準」女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や、女性2000年会議において採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」などの、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等。

1 現状と課題

我が国では、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」が、また昭和26年（1951年）に「児童憲章」が制定され、その理念に沿って、次代の社会の担い手である児童の健全育成、児童の福祉の積極的な増進が進められてきました。

また、平成元年（1989年）に国際連合において採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者としても位置付けられています。

こうした中、近年、少子化の進行、家族形態の変化、共働き家庭の増加などにより、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており子育てと仕事等との両立に加え、社会問題ともなっている児童虐待¹⁹や不登校など、子どもの健全育成のために新たな対応が求められています。

本県においては、子どもの権利や利益への配慮も含め、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを目的として、平成19年（2007年）10月に「子育て文化創造条例」を制定したところです。

また、平成22年（2010年）10月に「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、「子育て文化創造条例」の実行計画として位置付け、本県の子育て支援・少子化対策を総合的に推進しています。

2 基本方針

より子どもの立場に立って、子どもを大切にしたい県づくりを推進するという基本方針のもとに、次のような施策を推進します。

(1) 子どもの立場の尊重

ア 子どもの権利を擁護するため、「児童の権利に関する条約」の趣旨等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を図ります。

イ 児童虐待やいじめなどの子どもの人権侵害の根絶に努めるとともに、「児童の権利ノート²⁰」の配布などを通じて、子どもの人権を尊重した社会の形成についての意識啓発に努めます。

ウ 家庭、地域、職場、学校などが一体となって、子どもの視点に立った「子育て文化」を形成するための気運の醸成に努めます。

エ 公共施設の整備等の際に子どもの意見を聞くシステムの創設など、子どもに関する事柄について、子どもの参加と子どもの意見を反映する仕組みの導入を促進します。

オ 教職員の子どもの対する体罰やセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるとともに、子どもが安全な学校生活を送れるように、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めます。

カ 家庭、地域、学校などが一体となって、子どもを見守る体制の充実を図り、学校、保育所等における子どもの安全確保に努めます

19「児童虐待」親などの保護者がその監護する児童に、暴力など児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待の4種類がある。

20「児童の権利ノート」施設に入所措置された児童の権利保護のため、児童相談所から児童に配布される冊子。施設での生活における児童の権利についての説明や相談先が記載されている。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク²¹の機能強化

ア 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、市町に対する支援の充実を図るとともに、児童相談所を中心とした保健・医療・福祉・教育・警察など関係機関とのネットワークの形成を強化し、児童の保護に関する相談や児童及び家庭への対応の充実強化を図ります。

イ 児童相談所における保護者へのカウンセリングの実施や児童養護施設等への心理療法職員の配置、被虐待児に対する心のケアを行う職員の配置などにより、児童の保護と家庭支援の充実を図ります。

ウ 児童相談所への児童家庭アドバイザー²²の配置や主任児童委員²³等に対する専門研修の実施、市町レベルによる要保護児童対策地域協議会²⁴の設置などを通じて、きめ細かな相談支援活動の実施を図ります。

エ 「児童虐待防止月間」（11月）の設定などによる、児童虐待の未然防止や県民の通告義務などに関して普及・啓発の充実を図ります。

(3) 相談・支援体制の充実

ア 児童福祉法の改正を踏まえ、市町における児童相談体制の整備を支援するとともに、児童相談所においては困難事例等への専門的対応を行うなど、適切な相談体制の充実を図ります。

イ 子育てなどに関して夜間や休日においても電話相談など県民が利用しやすい相談体制を整備するとともに、研修の実施などにより専門的な相談・支援体制の充実強化を図ります。

ウ 子どもの悩みやストレスを的確に受け止め、いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するとともに、その被害児童生徒に対する心のケアのため、学校における教育相談体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー²⁵を活用し、生徒指導・教育相談の専門性の強化を図り、きめ細かな相談・支援を進めます。

エ 学校だけでは解決困難な問題行動や児童生徒を取り巻く重大な事件・事故が発生した場合、教育委員会・関係機関等の専門家で編成するサポートチームを派遣し、初期対応、アフターケアの面で支援を行います。

21 「子どもを守る地域ネットワーク」 24 「要保護児童対策地域協議会」児童福祉法に基づき、地方公共団体が、単独又は共同して設置するよう努めなければならない協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもの適切な保護を図るため、関係機関、関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成され、必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う。

「子どもを守る地域ネットワーク」は「要保護児童対策地域協議会」の通称。

22 「児童家庭アドバイザー」児童相談所において、児童福祉司と協力し、児童虐待に関する調査、市町との連絡調整等を行う者。

23 「主任児童委員」児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する必要な援助・協力、地域の児童健全育成活動に対する支援を行う者。厚生労働大臣が任命する。

25 「スクールソーシャルワーカー」社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

1 現状と課題

本県の高齢者人口は、平成2年（1990年）では24万9千人、平成21年（2009年）には約40万人と約1.6倍になっています。高齢化率は全国より約10年早いスピードで進み、平成2年（1990年）では15.9%、平成21年（2009年）には27.5%となっており、さらに、平成32年（2020年）の高齢化率は全国第2位の34.9%となることが予測されています。

こうした高齢化の進行に伴い、今後、認知症²⁶高齢者や一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれており、高齢者の権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護予防・地域ケア体制の整備をはじめ、社会的な支援システムの整備・充実を図ることが必要です。

2 基本方針

「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」を基本目標として、次のような基本的方向に沿って、高齢者施策を総合的に推進します。

(1) 介護サービスの充実

ア 高齢者が長期にわたって連続的にサービスを利用できるよう、居宅と施設・居住系の両サービスのバランスのとれた提供体制の整備を進めます。

イ 高齢者と施設・事業者との契約により提供される介護サービスの利用に関し利用者が適切に選択できるよう、「介護サービス情報の公表」制度の普及啓発などを進めるとともに、相談体制や苦情処理体制の充実に努めます。

ウ 介護サービスの質の向上に向けて、サービス従事者への人権教育を進めるとともに、事業者自らによるサービスの「自己評価」や「第三者評価」の推進を図ります。

エ 介護保険施設等における身体拘束のないケアの実現に向けて、普及啓発や専門家チームの相談・支援の充実を図るとともに、施設において課題や改善方法等についてきめ細かく把握し、主体的な取組の牽引者となる人材の養成研修を推進します。

(2) 介護予防・地域ケアの推進

ア 高齢者の自立への意欲を重視して、要介護状態になる前の段階から一貫・連続した介護予防サービスの提供を推進します。

イ 認知症に対する正しい理解を促進するとともに、認知症の初期段階から適切な対応が図られるよう、早期発見・早期対応に重点を置いて、認知症高齢者や家族に対する支援を充実します。

ウ 支援を必要とする高齢者がその希望やニーズに応じて、質の高い在宅サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉等関係者が連携・協働しきめ細かな支援を行う地域包括ケアを推進します。

エ 高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送れるよう、地域全体で支え合う体制づくりや高齢者居住関係施設の整備・充実など、ハード・ソフト両面にわたる基盤づくりを推進します。

オ 悪質商法による被害など高齢者を取り巻く生活環境の変化を踏まえ、高齢者や家族

26 「認知症」 成人に起こる認知（知能）障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減衰し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態をいう。平成16年12月から「痴呆」に替わって行政用語として使用することとなった。

からの相談に総合的に対応できるよう、相談支援体制の充実や相談機関相互の連携強化を図ります。

カ 高齢者虐待のない地域づくりに向けて、「高齢者虐待防止・養護者支援法」に沿って、法の趣旨の普及啓発を図るとともに、市町における虐待の発見から支援までの仕組みづくりを支援します。

キ 判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域福祉権利擁護事業の一層の推進を図るとともに、成年後見制度の普及に向けて、市町長による審判の申立や地域包括支援センター²⁷による権利擁護の取組など実効ある制度運営を図ります。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

ア 高齢者が地域社会の一員として、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、中高年からの豊かな知識や経験、技能等を生かした社会参加を促進し、その活力を地域づくりに生かす取組を推進します。

イ 高齢になっても、なお活動的な生活を送れるよう、壮年期からの健康的な生活習慣の確立や維持に向けて、身近なところで健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進します。

(4) 世代間の相互理解と交流の促進

学校等において、三世代交流活動などの世代間の相互理解と交流を促進することにより、優しさと思いやりの心を培っていきます。

²⁷「地域包括支援センター」平成18年度の介護保険制度改正により創設され、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。

1 現状と課題

完全参加と平等をテーマとした国際障害者年（昭和56年（1981年））などを契機として、さまざまな施策が進められ、障害がある人もそうでない人もお互いに助け合い、共に平等に社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の考え方も次第に定着してきています。

国においては、平成14年（2002年）に策定した「障害者基本計画」や、重点的に実施する施策及び目標を5年ごとに定めた「重点施策実施5年計画」に基づき、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指しています。

平成16年（2004年）、「障害者基本法」に「障害を理由とする差別の禁止」が明記されました。さらに、平成23年（2011年）、同法の改正により、障害のある人の社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮が行われるべきことなどが定められたところです。

本県においても、平成21年（2009年）に策定した「やまぐち障害者いきいきプラン」に基づき、基本目標である「障害のある人が住み慣れた地域で自立し安心して生活できる地域づくり」の実現を目指し、「就労・自立・参加の支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域での協働・支え合い」を基本理念として、諸施策を総合的、計画的に進めています。

しかしながら、日常生活はもとより、社会参加、働く場の確保など障害のある人を取り巻く社会環境には、未ださまざまな障壁（バリア）があります。

また、障害のある人に対する誤った認識や偏見・差別も依然として残っており、これらさまざまな障壁を取り除き（バリアフリー²⁸）、障害のある人が地域の中で安心して暮らす権利を守ることが必要です。

障害のある人は、特別の存在ではなく、障害のない人と同じ自立した主体的存在です。地域で協働して支え合い、社会全体で、障害のある人の自立を支援し、社会参加と生きがいづくりを一層進めていく必要があります。

2 基本方針

障害のある人が地域において自立して生活し、障害のある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら共に生活できる社会の実現に向けて、「地域での自立に向けたサービスの充実」「就労・自立・社会参加の促進」「安心して暮らせる地域づくり」「多様な障害への支援」を施策の基本方向として位置づけ、市町や関係団体と連携しながら、障害者福祉施策を総合的かつ積極的に推進します。

(1) 地域での自立に向けたサービスの充実

ア 障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害や障害のある人に対する地域の理解促進を図り、入所施設・病院からの移行支援や居住の安定の確保、在宅生活を支える福祉サービスの充実に努めます。

イ 障害のある人が、各々のライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に利用することができるよう、サービス体制の整備に努めます。

ウ 障害のある人の人権に配慮した適切な保健・医療・福祉サービスが確保されるよう努めます。

エ 障害のある人の身近な地域における相談支援体制を充実するとともに、地域の関係機関との連携のもと、広域的・専門的な相談支援機能の強化を図ります。

28 「バリアフリー」高齢者や障害のある人などが、日常生活や社会生活を営む上での様々な障壁（バリア）を取り除くこと。建物や移動経路の段差の解消など物理的なもののほか、心のバリアフリー、制度のバリアフリー、情報のバリアフリーなどがある。

(2) 就労・自立・社会参加の促進

- ア 就業面、生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センター²⁹を中心とした労働、福祉、教育等の関係機関のネットワークを強化し、就業支援に努めます。
- イ 就労継続支援事業所等の利用者が、地域生活に必要な工賃水準を確保できるよう、各事業所における工賃水準向上の取組を進めます。
- ウ 労働局等関係機関と連携して県民や企業に対する普及啓発等を行い、障害者雇用を促進します。
- エ 障害のある人が日常的に文化・スポーツ活動に取り組み、その能力や才能を発揮できる場を拡充するとともに、さまざまな人々との交流が深められるよう、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動等への支援に努めます。
- オ 資格・免許制度などにおける障害のある人に係る欠格条項については、障害のある人の社会参加を阻む要因とならないよう、社会情勢の変化等を踏まえ、適切な対応をしていきます。

(3) 安心して暮らせる地域づくり

- ア 障害や障害のある人に対する社会全体の正しい理解と認識を深めるため、あらゆる機会を通じて普及・啓発に取り組みます。
- イ 障害のある人の自立と社会参加を実現するために、障害のある人となない人が共に生きるという社会の意識づくりの教育を推進します。
また、特別支援学校と地域の小・中学校等との交流及び共同学習により、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ教育を推進します。
- ウ プライバシーの保護や自己決定権の尊重など利用者の立場に立った福祉サービスが提供されるよう、利用者に対する情報提供、第三者機関によるサービス評価の受審、研修の充実等、施設・事業所におけるサービスの質の向上や、苦情解決に向けた取組を促進します。
- エ 障害のある人の利益が守られ、安心して日常生活を送ることができるよう、生活全般にわたる相談体制の充実に努めるとともに、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の普及・啓発を図ります。
また、関係機関・団体の連携のもと、成年後見制度の普及に努めます。
- オ 障害者施設における虐待の防止については、引き続き、県の指導監査等を通じ徹底するとともに、県、市町、関係団体等の相談支援の充実に努めます。
- カ 障害のある人等が自らの意思で自由に行動し、平等に参加できる「福祉のまちづくり」を推進するため、ユニバーサルデザイン³⁰の理念を踏まえた、施設・移動環境の整備をはじめ、ノーマライゼーションの理念の普及や障害のある人にわかりやすく利用しやすい情報発信など、ハード・ソフト両面にわたる各種施策を総合的に推進します。

²⁹「障害者就業・生活支援センター」就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

³⁰「ユニバーサルデザイン」高齢者や障害のある人などを含めたすべての人が、はじめから利用しやすいように、施設、もの、サービスなどに配慮を行うという考え方。

(4) 多様な障害への支援

- ア 乳幼児期における障害の早期発見から早期治療・早期療育を推進するため、医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、相談から診断・治療、療育まで、一貫した支援を行います。
- イ 障害の多様化に対応できるよう、一人ひとりの児童生徒の状況に応じた個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成など、特別支援教育³¹の充実を進めます。
- ウ 発達障害³²や高次脳機能障害³³などに対する正しい理解を促進するため、広報・啓発を行うとともに、医療・福祉・教育・労働などの関係機関が連携し、相談支援の充実を図ります。

³¹「特別支援教育」障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

平成19年4月から学校教育法に位置づけられた。

³²「発達障害」発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして言語の障害、協調運動の障害等」とされている。

³³「高次脳機能障害」交通事故などによる頭部打撲や、脳卒中などの病気により、脳がダメージを受けた結果、脳機能のうち記憶、注意、情緒などの認知機能に後遺症を伴い、記憶・注意力の減退や性格・行動の変化などの症状が発生する障害のこと。

1 現状と課題

本県においては、同和問題の早期解決を県政の重要施策として位置付け、山口県部落問題対策審議会（県部対審：昭和29年（1954年）設置）の意見を聞きながら、市町村及び関係団体等との連携を図り、県民をはじめ関係者の理解と協力を得て、一体性や公平性に留意し、同和対策事業に総合的、計画的に取り組んできました。

このような状況の中で、平成10年（1998年）7月には、県部対審から、特別措置法の失効に向けた「山口県における今後の同和行政のあり方」についての答申を受け、その後、この答申に沿った取組を行ってきました。

その結果、生活環境等の整備が進み、関係住民の生活水準も向上するなど、いわゆる実態的差別の解消は大きく前進しました。

また、教育・啓発活動の推進により、県民の同和問題に対する理解も深まり、成果は全体的には着実に上がったとの認識により、国の特別対策の終了に合わせ、平成14年（2002年）3月をもって同和問題解決のための特別対策については終了しました。

こうした状況を踏まえ、県部対審については、平成17年（2005年）9月、「山口県における同和行政・教育のまとめ」が県部対審において了承され、審議会としての役割を終えたことから、平成17年（2005年）12月に廃止しました。

今後は、同和問題は人権に関わる課題の一つとして捉え、市町、関係団体の協力を得て、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進していくことが求められています。

2 基本方針

同和問題の早期解決を図るための特別対策を終了して以降、施策の推進に当たっては、人権問題という本質から捉えた施策を講じることとしており、必要な事業に対しては、他の地域と同様に適宜適切に実施するとともに、教育・啓発の推進に当たっては、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、県民一人ひとりの人権の尊重をめざすという視点に立って、必要な施策を実施します。

○人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進

これまでの教育・啓発活動の推進により、県民の同和問題についての理解が深まり、人権意識の高揚を図る上で多くの成果が上がったとの認識の下、基本的人権を尊重するという視点に立った人権諸施策を積極的に推進するという方向に沿って、教育・啓発活動を推進します。

(1) 教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、これまでの同和教育の取組の成果と手法への評価を十分に踏まえ、基本的人権を尊重していくための教育を推進します。

(2) 啓発の推進

県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、残された課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、市町や関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った、広報や研修等幅広い活動を推進します。

* 「山口県における同和行政・教育のまとめ」この全文は、人権対策室ホームページに掲載しています。

1 現状と課題

今日、経済や文化などの諸活動は国境を越えて行われており、国際社会の中で共生する地域同士が相互の発展を目指し、対等なパートナーシップのもとに交流や連携をすすめていく時代となってきています。

また、県内には約1万5千人の外国籍住民が暮らしていますが、同じ地域住民として国籍や文化の違いを越えて協力し、共に生きていくことが必要となっています。

本県においては、平成15年（2003年）に「新やまぐち国際化推進ビジョン」を策定し、「共生の精神、対等なパートナーシップ」の理念に基づき、地域において民間活動促進の中心的役割を担う（公財）山口県国際交流協会³⁴がその機能を十分に発揮するとともに、行政と県民や民間団体との協働や役割分担をしながら、異文化理解等の啓発活動の推進や共生の精神に基づいた相互理解の促進、また、留学生や在住外国人への相談・支援を行っています。

外国人との相互理解を図るための普及啓発活動や、学校における国際理解のための教育活動を連携させながら、地域社会においても、多様な文化が受け入れられ、そこに住むすべての人々が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが課題です。

また、在住外国人の日常生活に関する様々なニーズに対応する相談体制の充実や多言語による生活情報の提供、地域社会への参加機会の確保など、多文化が共生できる暮らしやすい環境づくりをしていく必要があります。

2 基本方針

国際化の進展が地域レベルで広がる中、同じ地域住民として外国籍住民と共生していくためには、異なった考え方や習慣を持つ人々を特別視せず、その文化を理解することが重要となってきます。

また、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりをしていく必要があります。

このため、異文化理解のための普及啓発活動や交流活動による相互理解の促進、また、個別の相談・支援活動や国際理解教育³⁵の充実を図っていきます。

(1) 異文化理解のための啓発活動の充実

国際交流協会等における外国人との交流活動等を充実するとともに、地域社会においても、国籍や人種の違いを越えて、お互いの文化や価値観を認め合う相互理解の促進に努めます。

(2) 外国人への生活相談に係る斡旋や支援活動の充実

大学の留学生センター、民間の支援団体、国際交流協会等と連携して、外国人の生活相談や日本の社会制度や地域の行事等の情報提供を行うなど安心して生活できるまちづくりをすすめます。

また、外国人労働者の雇用環境の整備改善について国に対し働きかけるとともに、

³⁴「(公財)山口県国際交流協会」本県における民間国際交流団体の中核的組織として、国際化推進のための環境づくりや、多文化が共生できる地域づくりなどの事業を行い、広く全県的な国際化の推進に寄与することを目的として、平成2年1月25日に設立された財団法人。

³⁵「国際理解教育」世界平和の実現と人類福祉の向上を目標として、第二次世界大戦後、ユネスコによって提唱された教育。本県では、①異文化の理解と尊重 ②外国語教育の改善・充実 ③国際交流の促進、を3つの柱とし、国際的視野に立った広い心を持ち、明確な自己主張ができる人材の育成に努めている。

外国人の利用しやすい保健医療体制の確保に努めます。

(3) 児童生徒の国際理解教育及び外国人児童生徒の教育の充実

学校においては、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図ります。

また、外国人児童生徒に対しては、日本語の指導などについて、支援の充実に努めます。

罪や非行を犯した人の問題

1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするとき、地域社会において、誤った認識や偏見が存在していることから、更生が妨げられたり、人権が損なわれることがあります。このような状況を改善するためには、社会の中で「居場所」等を確保するために地域社会の理解と協力が必要です。

2 基本方針

罪や非行を犯した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、学校、職場、地域など周囲の人たちの理解と協力が必要です。

このため、罪や非行を犯した人に対する偏見や差別意識を解消し、社会復帰に資するため、関係機関と連携して啓発活動の推進に努めます。

- * すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪や非行を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動として「社会を明るくする運動」があります。昭和26年に始まり、7月を強調月間として国と地方公共団体、民間団体が一体となって展開しています。
- * 罪や非行を犯した人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアとして「保護司」がいます。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、罪や非行を犯した人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

1 現状と課題

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた人及びその家族又は遺族）は、犯罪行為により生命、身体又は財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことで精神的被害を受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮する場合があります。また、捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり、さらには近隣のうわさ話等による不快感から深刻なストレスを受けるなど、被害後に生じるさまざまな問題にも苦しめられています。

また、一部マスコミによる行き過ぎた取材や報道による生活の平穩の侵害等も指摘されています。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「犯罪被害者等基本法」を平成16年（2004年）に制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。この計画に基づき、平成19年（2007年）に、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる「被害者参加制度」が創設されるとともに、翌年には「国選弁護制度」や損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する「損害賠償命令制度」が導入され、犯罪被害者等の権利利益の保護に一定の効果を上げました。

しかしながら、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決されたわけではなく、依然として、改善を求める声が寄せられていることから、国は、平成23年（2011年）に「第2次犯罪被害者基本計画」を策定し、犯罪被害者の権利利益の保護が一層図られる社会を目指すこととしています。

2 基本方針

国の基本計画に沿って、犯罪被害者等の権利利益が図られるよう、次のような取組を推進します。

(1) 啓発活動の推進と取材・報道の理解ある対応

犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、県民の認識を深めるための啓発活動を推進します。

また、犯罪被害者等に対する過剰な取材・報道への報道機関等による自主的な取組を期待し、理解ある対応を求めます。

(2) 相談体制の整備・充実

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について、必要な情報の提供及び助言を行ったり、犯罪被害者等の援助に精通している人を紹介したりする等の相談に応ずることのできる体制を整備・充実します。

(3) 精神的・経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害³⁶を受けることを防止するように取り組めます。

また、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減するこ

³⁶「二次的被害」犯罪被害後に生じる精神的な苦痛や身体の不調、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、「落ち度があったから被害にあった」というような周囲の人々のうわさや中傷、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害等のことをいう。

とができるように、給付金の支給、居住の安定等について、関係機関と連携・協力しながら進めます。

環 境 問 題

人類が生存できる地球環境を保全することは、「人間が人間らしく幸せに生きていく」ことに繋がっており、人権と密接に関わっています。

地球上のあらゆる人々の人権に配慮し、多様な人々と共存する社会が求められている中、県民一人ひとりが地球環境についての現状や課題について、正しい理解と認識を深めることが必要となってきています。

県では、大気や水環境の保全、ごみのリサイクルの推進、資源・エネルギーの効率的な利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めるとともに、本県の優れた自然を将来に引き継ぐため、自然環境の適正な保全と利用を進めます。

さらに、県民や企業による地球環境問題への自主的な取組を促進するとともに、温室効果ガス削減や省エネルギーへの取組など、市町や関係団体等との連携の下、地域における地球温暖化対策を推進しています。

インターネットにおける問題

1 現状と課題

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、反面、その匿名性を悪用し、ホームページ³⁷や電子掲示板に個人や集団を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、被害者救済の観点から、平成14年（2002年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ³⁸責任制限法）」を施行し、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

一方、プロバイダ業界においても、本法の施行に併せて、削除要請の手續や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、平成19年（2007年）には、発信者情報の開示請求手續や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組を行っています。

さらに、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリング³⁹サービスの利用を普及していくこととなりました。

* 本県では、環境問題に関する条例として「山口県環境基本条例」「山口県循環型社会形成推進条例」「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」等を制定しています。また、やまぐち環境創造プラン（山口県環境基本計画）、山口県循環型社会形成推進基本計画（第2次計画）、山口県地球温暖化対策地域推進計画等を策定し、各種施策を推進しています。

37 「ホームページ」本来、ウェブブラウザを起動した際に表示されるウェブページのことを指す。日本では、ウェブサイト（一般に特定のドメイン名の下にある複数のウェブページの集まり）のことを指す意味でも使用されている。

38 「プロバイダ」インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

39 「フィルタリング」インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。フィルタリングの方式としては、ホワイトリスト方式（安全で有益と思われるサイトのリスト（ホワイトリスト）を作り、これに該当しないサイトへのアクセスを制限する方式）やブラックリスト方式（有害なサイトのリスト（ブラックリスト）をつくり、これに該当するサイトへのアクセスを制限する方式）等がある。

2 基本方針

インターネットをめぐるさまざまな問題に対応するため、山口地方法務局とも連携を図りながら、次のような取組を推進します。

(1) 相談体制の充実

児童生徒やその保護者等からの相談に的確に対応するため、子どもと親のサポートセンター⁴⁰のインターネット関連問題等に係る専門相談の機能を強化するとともに県民への一層の周知を図ります。

(2) 啓発活動の推進

県民一人ひとりが、インターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身に付け、マナーやルールを守ってインターネットや電子メールの活用ができるよう啓発活動を推進します。

(3) 情報モラル⁴¹教育の推進

学校において、インターネットや電子メールの利用上のルールや情報モラルについての教育の充実を図り、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。また、保護者に対して、児童生徒が使用する携帯電話やパソコンにおけるフィルタリングサービスの利用についての普及啓発に努めます。

プライバシーの保護

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国においては、平成15年（2003年）に「個人情報保護に関する法律」が制定されました。

本県においても、平成13年（2001年）に、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、県が保有する個人情報の開示請求権等について定めた「山口県個人情報保護条例」を制定するなど、個人情報の保護を図っています。

40 「子どもと親のサポートセンター」 子どもや親に対する教育相談・支援機能を強化するため、やまぐち総合教育支援センター内に設置された機関。

41 「情報モラル」 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（学習指導要領の定義）。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容になっている。

拉 致 問 題

1 現状と課題

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発し、現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。

平成14年（2002年）9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から納得のいく説明はありません。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

2 基本方針

- (1) 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、国や市町、関係機関と密接に連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する世論の啓発を図ります。
- (2) 広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）に啓発事業を実施します。
- (3) 啓発に当たっては、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないように配慮します。

インフォームド・コンセントの推進

医療行為の過程で、医療従事者は、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。

このため、特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

今後とも、十分な患者への説明・診療情報の提供により、患者の理解と同意のもとに検査や治療を行うインフォームド・コンセントが一層推進され、安心して治療が受けられるよう、医療従事者への指導等を行い、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療の確保に努めます。

感染症の問題

1 現状と課題

AIDS⁴²（後天性免疫不全症候群）やO157⁴³などの感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者等に対する偏見や差別が存在しています。

平成11年（1999年）には、感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。今後は、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭においた対策を推進していく必要があります。

2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を図り、人権尊重を念頭においた総合的な施策を推進します。

(1) HIV感染者・患者等に対する偏見や差別の解消に努めるための正しい知識の普及啓発の推進

学校教育や世界エイズデーなどにおいて、AIDS（後天性免疫不全症候群）に対する正しい知識の普及啓発を推進します。

また、自覚症状のない感染者に対しての検査受診に向けた普及啓発活動と相談・検査体制の充実を図るとともに、福祉対策を推進します。

治療については、患者の人権を尊重するという立場に立って、医療体制の充実を図ります。

(2) O157など感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

感染症に対する偏見や差別の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進します。

ハンセン病問題

1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌の感染症ですが、感染力は弱く、感染し発病することは極めてまれです。（平成22年（2010年）の全国新規発生患者数（日本人）は0人。）また、今では、たとえ発病しても有効な治療薬により通院治療で完治します。

しかし、わが国のハンセン病対策は、「らい予防法」が廃止されるまで、患者の療養所への強制隔離という政策がとられたため、「怖い病気」として人々に定着し、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

平成21年（2009年）4月1日には、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るために、新たに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。ハンセン病患者・元患者への偏見や差別の解消をさらに推し進め、人権が尊重される社会を実現していくため、県民一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが求められています。

42「AIDS」ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって引き起こされる病気の総称。HIVに感染した人が、免疫の低下により厚生労働省が定めた23の合併症（日和見感染症等）のいずれかを発症した状態。

43「O157」病原性大腸菌のうちの一つのタイプ。大腸菌の多くは無害だが、このO157は発症すると腹痛や下痢、血便をおこす。

2 基本方針

ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や福祉対策等を推進します。

- (1) 偏見や差別の解消のため、ハンセン病療養所入所者（県出身者）との交流事業や教職員の研修や各種イベントなど、あらゆる機会を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- (2) 療養所入所者の里帰り事業、療養所への訪問事業、療養所退所者の社会復帰支援等福祉対策を充実します。

性同一性障害の問題

自分の身体の性別に違和感を持ち、受け入れられない「性同一性障害」については、平成9年（1997年）に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象となっています。

また、平成16年（2004年）には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別の変更が認められるようになりました。さらに、平成20年（2008年）には同法が改正され、戸籍上の表記を変更できる条件が「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。

一方、性同一性障害のある人々は、その障害に対する周囲の理解が不足しているため、精神的な苦痛を感じるとともに、就職や住宅を借りる際など、社会生活を送る上でも様々な困難に直面しています。

このため、性同一性障害に対する正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

参 考 資 料

- 世界人権宣言 33
- 人権関係年表(国際連合の取組) 37
- 日本国憲法(抄) 39
- 人権関係年表(国内の取組) 41
- 指針の策定経過 45
- 山口県人権施策推進協議会委員名簿 46
- 審議会の審議経過等 47
- 山口県人権施策推進審議会委員名簿 48

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、

すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権関係年表

(国際連合の取組)

1945年(昭和20年)	「国際連合憲章」及び「国際司法裁判所規程」調印
1948年(昭和23年)	「世界人権宣言」採択
1949年(昭和24年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択
1951年(昭和26年)	「難民の地位に関する条約」採択
1959年(昭和34年)	「児童権利宣言」採択
1965年(昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択
1966年(昭和41年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)並びにその「選択議定書」採択
1968年(昭和43年)	【国際人権年】 第1回世界人権会議(テヘラン)
1973年(昭和48年)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処刑に関する国際条約」採択
1975年(昭和50年)	【国際婦人年】 「障害者の権利に関する宣言」採択 「国連婦人の10年」宣言(1976~1985)
1979年(昭和54年)	【国際児童年】 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択
1981年(昭和56年)	【国際障害者年】 「国連・障害者の10年」宣言(1983~1992)
1984年(昭和59年)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問禁止条約)採択
1989年(平成元年)	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択
1990年(平成2年)	「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択
1993年(平成5年)	【世界の先住民の国際年】 「世界の先住民の国際の10年」宣言(1995~2004) 第2回世界人権会議(ウィーン) 国連人権高等弁務官を新設
1994年(平成6年)	【国際家族年】 「人権教育のための国連10年」宣言(1995~2004)
1995年(平成7年)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択
1999年(平成11年)	【国際高齢者年】 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択
2000年(平成12年)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択

人権関係年表

(国際連合の取組)

2000年(平成12年)	「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択
2001年(平成13年)	【人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年】 人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議（ダーバン会議）
2002年(平成14年)	「国連識字の10年：すべての人に教育を」宣言（2003～2012） 「国連持続可能な開発のための教育の10年」宣言（2005～2014） 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は、刑罰に関する条約の選択議定書」採択
2004年(平成16年)	【奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年】 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)
2005年(平成17年)	「人権教育のための世界計画」開始
2006年(平成18年)	「人権理事会」設立決議を採択 「障害者の権利に関する条約」並びにその「選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択
2007年(平成19年)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択
2009年(平成21年)	人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議（ダーバン会議）のレビュー会議（ジュネーブ）
2010年(平成22年)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択
2011年(平成23年)	【アフリカ系の人々のための国際年】 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関」活動開始 「子どもの権利条約の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権関係年表

(国内の取組)

1947年(昭和22年)	「日本国憲法」施行、「教育基本法」施行、「労働基準法」制定
1948年(昭和23年)	「児童福祉法」施行、「民法」改正
1950年(昭和25年)	「生活保護法」制定
1951年(昭和26年)	“児童憲章”制定、「社会福祉事業法」施行
1960年(昭和35年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)施行
1963年(昭和38年)	「老人福祉法」施行
1964年(昭和39年)	「母子及び寡婦福祉法」施行
1965年(昭和40年)	同和対策審議会答申〔同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策〕
1969年(昭和44年)	「同和対策事業特別措置法」施行
1970年(昭和45年)	「心身障害者対策基本法」施行
1979年(昭和54年)	「国際人権規約」批准
1981年(昭和56年)	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者等給付金支給法)施行 「難民条約」加入
1982年(昭和57年)	「地域改善対策特別措置法」施行
1985年(昭和60年)	「女性差別撤廃条約」批准
1986年(昭和61年)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)施行
1987年(昭和62年)	「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1993年(平成5年)	「障害者基本法」施行(心身障害者対策基本法改正)
1994年(平成6年)	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 「児童の権利に関する条約」批准
1995年(平成7年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」加入 「高齢社会対策基本法」施行
1996年(平成8年)	地域改善対策協議会意見具申〔同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について〕 “男女共同参画2000年プラン”決定(男女共同参画推進本部)
1997年(平成9年)	「人権擁護施策推進法」施行、「地対財特法」の一部改正 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行 「北海道旧土人保護法」廃止 “人権教育のための国連10年に関する国内行動計画”取りまとめ
1998年(平成10年)	「高年齢者雇用安定法」一部改正〔60歳以上定年制義務化〕 「障害者雇用促進法」一部改正〔障害者雇用率(1.8%)の設定〕
1999年(平成11年)	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行〔精神薄弱者から知的障害者への用語改正〕

人権関係年表

(国内の取組)

1999年(平成11年)	「拷問禁止条約」加入 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 人権擁護推進審議会答申〔人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について〕 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行
2000年(平成12年)	「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行 「外国人登録法」一部改正〔指紋押捺全廃〕、「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護をを図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行 「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行 「社会福祉法」施行(社会福祉事業法改正) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・人権啓発推進法)施行
2001年(平成13年)	人権擁護推進審議会答申〔人権救済制度の在り方について〕 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 人権擁護推進審議会追加答申〔人権擁護委員制度の改革について〕 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「雇用対策法」改正〔募集・採用時の年齢制限緩和〕 “高齢社会対策大綱”策定 “第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議”開催
2002年(平成14年)	“人権教育・啓発に関する基本計画”策定 「身体障害者補助犬法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任制限法)施行 “障害基本計画”策定
2003年(平成15年)	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「個人情報保護に関する法律」(個人情報保護法)施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行 “ホームレスの自立の支援等に関する基本方針”策定
2004年(平成16年)	「性同一性障害の差別の取り扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)施行

人権関係年表

(国内の取組)

2004年(平成16年)	「障害者基本法」改正〔障害を理由とする差別の禁止〕 「DV防止法」改正〔保護命令制度の拡充等〕 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」 批准
2005年(平成17年)	「犯罪被害者等基本法」施行、「発達障害者支援法」施行 “第二次男女共同参画基本計画”策定 “犯罪被害者等基本計画”策定 「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」批准
2006年(平成18年)	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止・養護者支援法)施行 「公益通報者保護法」施行 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(刑事収容施設 法)施行 「障害者雇用促進法」改正〔精神障害者に対する障害者雇用率の適用〕 「高年齢者雇用安定法」改正〔継続雇用制度の導入〕 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法 律」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 (「ハートビル法」及び「交通バリアフリー法」廃止) 「自殺対策基本法」施行
2007年(平成19年)	「男女雇用機会均等法」改正〔男性に対する差別の禁止〕
2008年(平成20年)	「児童虐待防止法」改正〔立入調査の強化等〕 「DV防止法」改正〔保護命令制度の拡充等〕 「出会い系サイト規制法」改正〔利用者の年齢確認を義務化〕 「刑事訴訟法」改正〔取調べの可視化〕 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 “ホームレスの自立の支援等に関する基本方針”改定 「性同一性障害特例法」改正
2009年(平成21年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等 に関する法律」施行
2010年(平成22年)	「子ども・若者育成支援推進法」施行
2012年(平成24年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (障害者虐待防止法)施行
2013年(平成25年)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法)施行〔難病等の追加〕 「障害者雇用促進法」改正・一部施行〔障害者の範囲の明確化〕 「いじめ防止対策推進法」施行 「DV防止法」改正〔適用対象の拡大〕 「ストーカー規制法」改正・施行〔電子メールを送信する行為の規制〕

人権関係年表

(国内の取組)

2013年(平成25年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法) 制定
2014年(平成26年)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 (子どもの貧困対策推進法) 施行
2016年(平成28年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 (女性活躍推進法) 施行 「障害者差別解消法」 施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) 施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」 (部落差別解消推進法) 施行 「ストーカー規制法」改正〔規制対象行為の拡大等〕

指針の策定経過

区 分	主 な 議 事
第1回協議会 (H12. 7.31)	<ul style="list-style-type: none"> ○会長及び副会長の選任 ○行政説明「人権行政の現状等について」 ○人権に関する課題について、各委員より意見等の発表
第2回協議会 (H12. 9.25)	<ul style="list-style-type: none"> ○「山口県人権推進指針（仮称）の項目」等について 意見交換・自由討議
第3回協議会 (H12.11.30)	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）山口県人権推進指針策定に関する意見について協議 <ol style="list-style-type: none"> 1（仮称）山口県人権推進指針における「人権」の定義について 2 指針の基本理念、キーワードについて 3 行政として取り組むべき人権施策(共通事項関係)について 4 家庭、地域、職場、学校、施設等での課題について
第4回協議会 (H13. 2.14)	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県における人権教育・啓発関係事業等について（報告） ○（仮称）山口県人権推進指針策定に関する意見について協議 <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村、県民、民間団体、企業等の役割について 2 人権侵害被害者の救済、保護等について 3 個別課題の現状、問題点について 4（仮称）山口県人権推進指針に反映すべき事項について
第5回協議会 (H13. 5.31)	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）山口県人権推進指針骨子（案）について協議 ○地域懇談会の開催について
地域懇談会 (H13. 7月)	<ul style="list-style-type: none"> ○中部地域 18人（7/ 4 山口市） ○北部地域 14人（7/ 6 萩 市） ○東部地域 21人（7/10 由宇町） ○西部地域 17人（7/12 菊川町） ○直接聴取（対象：計70人）
意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ○人権対策室ホームページを活用した意見の募集 期間 H13.8.1～H13.8.31
市町村説明会 (H13. 9. 4)	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）人権推進指針について意見交換
第6回協議会 (H13.10.23)	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）山口県人権推進指針（素案）について協議 ○指針の表題について協議
第7回協議会 (H13.12.19)	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県人権推進指針（原案）について協議
第8回協議会 (H14. 3.22)	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県人権推進指針（案）について協議 取りまとめ

注）「協議会」は、山口県人権施策推進協議会（平成12年7月6日設置）です。

山口県人権施策推進協議会委員名簿

(平成12年7月6日～平成14年3月22日)

五十音順

氏名	団体名(職名)	備考
井坂尚子	(公募)	
伊藤青波	山口県町村会(徳地町長)	
伊藤美代子	人権擁護委員	副会長
井上早苗	徳地町社会福祉協議会	
大庭晴子	山口市身体障害者福祉更生会	
岡田利雄	山口県都市教育長会(防府市教育長)	平成13年10月16日～
小田輝吉	山口県町村教育長会(大島町教育長)	
香川智弘	山口芸術短期大学教授	
川間健之介	山口大学教育学部助教授	
河村 暁	山口県精神障害者福祉会連合会	平成12年7月6日～平成13年7月15日
国兼由美子	山口県痴呆性老人を支える家族の会連合会	
國富 晃	山口県老人クラブ連合会	
熊本啓子	山口県立下関南高等学校PTA	
桑原 清	山口県精神障害者福祉会連合会	平成13年7月16日～
河内山哲朗	山口県市長会(柳井市長)	平成12年7月6日～平成13年6月11日
佐下勝義	山口地方法務局長	
澤田寿子	(公募)	
澤田正之	全日本同和会山口県連合会	
清水玲持	山口県都市教育長会(防府市教育長)	平成12年7月6日～平成13年10月15日
シャルコフ・ロバート	山口県立大学国際文化学部助教授	
正司明美	山口県立大学社会福祉学部講師	
隅田寿三子	山口県知的障害者福祉協会	
武下 浩	宇部短期大学学長	会長
津田ます子	山口県母親クラブ連絡協議会	
友田 有	山口県議会議員	平成12年7月6日～平成13年6月11日
中島正行	山口県部落解放運動連合会	
中谷一成	(公募)	
中山修身	弁護士	
橋本尚理	山口県議会議員	平成13年6月12日～
藤井睦子	山口県男女共同参画審議会	
藤田忠夫	山口県市長会(宇部市長)	平成13年6月12日～
水本俊二	部落解放同盟山口県連合会	平成12年7月6日～平成12年11月12日
宮川力雄	部落解放同盟山口県連合会	平成12年11月13日～
李 寛 順	韓国語通訳(東亜大学非常勤講師)	

注) 団体名(職名)は、当時のものです。

審議会の審議経過等

区 分	主 な 議 事
第1回審議会 (H18. 7.10)	○会長及び副会長の選任 ○行政説明 山口県人権推進指針の策定経緯及び「分野別施策の推進」に係る見直しの趣旨説明 ○見直しに係る知事からの諮問
第2回審議会 (H18.10.17)	○「分野別施策の推進」の見直しに係る「素案」の審議
第3回審議会 (H19. 2.14)	○「分野別施策の推進」の見直しに係る「原案」の審議
第4回審議会 (H19. 4.26)	○「分野別施策の推進」の「見直し案」の審議 取りまとめ
審議会答申 (H19. 5.26)	○「分野別施策の推進」の見直しに係る知事への答申
第5回審議会 (H20. 8.22)	○会長及び副会長の選任 ○人権に関する県民意識調査の実施について ○行政説明(山口県の人権啓発関係事業について)
第6回審議会 (H21. 2.19)	○人権に関する県民意識調査の実施結果について ○行政説明(分野別施策に係る計画・プラン等について)
第7回審議会 (H23.11.21)	○会長及び副会長の選任 ○山口県人権推進指針の改定に係る知事からの諮問 ○改定に係る「骨子案」の審議
第8回審議会 (H24. 2.10)	○「改定案」の審議 取りまとめ
審議会答申 (H24. 2.17)	○山口県人権推進指針の改定に係る知事への答申
第9回審議会 (H26. 1.27)	○会長及び副会長の選任 ○「山口県人権推進指針」周知の取組状況について ○「分野別施策の推進」に関わる法律の制定・改正状況について
第10回審議会 (H27. 7.22)	○会長及び副会長の選任 ○「山口県人権推進指針」周知の取組状況について ○「山口県人権推進指針」参考資料に係る修正について
第11回審議会 (H29. 6. 9)	○会長及び副会長の選任 ○「山口県人権推進指針」参考資料に係る修正について ○人権に関する県民意識調査について

注)「審議会」は、山口県人権施策推進審議会(平成18年7月1日設置)です。

※審議経過等の詳細は、人権対策室ホームページに掲載しています。

山口県人権施策推進審議会委員名簿

(平成18年7月1日～)

五十音順

氏名	役職名	備考
秋山二郎	山口地方法務局長	平成29年4月1日～
石川幸人	全日本同和会山口県連合会会長	平成18年7月1日～平成28年2月22日
井原貴美	山口県子ども虐待防止ネットワーク幹事	平成25年2月1日～
今村孝子	山口県医師会常任理事	平成27年2月1日～
入江要次	山口地方法務局長	平成19年4月1日～平成20年3月31日
岩城満	山口県子ども虐待防止ネットワーク事務局	平成18年7月1日～平成22年6月30日
大河原清人	山口地方法務局長	平成21年4月1日～平成22年3月31日
大庭晴子	山口市身体障害者福祉更生会事務局長	平成18年7月1日～平成20年6月30日
岡山久代	山口県手をつなぐ育成会評議員	平成18年7月1日～平成29年1月31日
奥田哲也	山口地方法務局長	平成22年4月1日～平成24年3月31日
香川智弘	山口学芸大学教授	平成18年7月1日～平成20年6月30日
兼行邦夫	山口地方法務局長	平成20年4月1日～平成21年3月31日
加屋野智美	人権擁護委員	平成18年7月1日～平成25年1月31日
河野通雄	公募委員	平成23年2月1日～平成25年1月31日
岸かおる	コラムニスト	平成18年7月1日～平成27年1月31日
金恵媛	山口県立大学教授	平成18年7月1日～
草田和枝	公募委員	平成20年7月1日～平成22年6月30日
	山口県人権擁護委員連合会会長	平成27年6月22日～
国兼由美子	山口県認知症を支える会連合会会長	平成18年7月1日～
高田晃	宇部フロンティア大学教授	平成27年2月1日～
小林法子	公募委員(美祢市男女共同参画審議会会長)	平成29年2月1日～
小山健治	山口地方法務局長	平成28年4月1日～平成29年3月31日
佐伯哲治	東ソー(株)南陽事業所副事業所長	平成25年2月1日～平成28年6月29日
坂元洋太郎	弁護士	平成18年7月1日～平成20年6月30日
作良昭夫	弁護士	平成20年7月1日～平成22年6月30日
貞國燿	医療法人仁保病院理事長	平成20年7月1日～平成27年1月31日
鈴木朋絵	弁護士	平成23年2月1日～
高木和文	山口市障害者団体連合会会長	平成20年7月1日～
武下浩	学校法人香川学園理事長	平成18年7月1日～平成20年6月30日
田中里美	山口県手をつなぐ育成会監事	平成29年2月1日～
田村修一	全日本同和会山口県連合会事務局長	平成29年2月1日～
多田衛	山口地方法務局長	平成24年4月1日～平成26年3月31日
千葉和信	山口地方法務局長	平成26年4月1日～平成27年3月31日
寺尾学	東ソー・シリカ(株)取締役社長	平成18年7月1日～平成25年1月31日
徳光三代子	公募委員	平成20年7月1日～平成22年6月30日

山口県人権施策推進審議会委員名簿

(平成18年7月1日～)

五十音順

中 島 正 行	山口県地域人権運動連合会議長	平成18年7月1日～平成25年6月17日
中 野 武 雄	全日本同和会山口県連合会会長代行	平成28年6月29日～平成28年10月8日
永 岡 健 治	山口地方法務局長	平成18年7月1日～平成19年3月31日
灰 田 信 子	山口県人権擁護委員連合会副会長	平成25年2月1日～平成27年6月21日
畑 道 規	東ソー(株)南陽事業所総務部長	平成28年8月2日～
藤 本 謙 吾	部落解放同盟山口県連合会執行委員長	平成24年4月23日～
船 崎 美智子	公募委員	平成25年2月1日～平成27年1月31日
	ライフスタイル協同組合代表理事	平成27年2月1日～
増 田 貴 信	公募委員	平成23年2月1日～平成25年1月31日
松 岡 広 昭	部落解放同盟山口県連合会執行委員長	平成18年9月27日～平成24年4月22日
松 野 登美子	山口県地域活動連絡協議会事務局長	平成23年2月1日～
三 浦 恵 子	公募委員	平成27年2月1日～平成29年1月31日
三 島 正 英	山口県立大学教授	平成20年7月1日～平成27年1月31日
宮 川 力 雄	部落解放同盟山口県連合会執行委員長	平成18年7月1日～平成18年9月26日
安 光 真裕美	山口県地域活動連絡協議会副会長	平成18年7月1日～平成22年9月30日
山 本 正 美	山口県地域人権運動連合会委員長	平成25年8月9日～
山 本 芳 郎	山口地方法務局長	平成27年4月1日～平成28年3月31日
横 山 勇 美	公募委員	平成18年7月1日～平成20年6月30日
吉 富 崇 子	公募委員	平成18年7月1日～平成20年6月30日

注) 退任委員の役職名は、当時のものです。

会長及び副会長の選任状況

役 名	審議会	第1回～第4回	第5回、第6回	第7回～第9回	第10回、第11回
会 長		香 川 智 弘	三 島 正 英	三 島 正 英	高 田 晃
副 会 長		加屋野 智 美	加屋野 智 美	貞 國 耀	今 村 孝 子

山口県人権推進指針

県民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして

発行：平成14年(2002年)3月
平成19年(2007年)6月一部改定
平成24年(2012年)3月改定(第4刷)

編集発行：山口県環境生活部人権対策室
〒753-8501 山口市滝町1-1
電話 083-933-2810
ファックス 083-933-2819
メール a121002@pref.yamaguchi.lg.jp
ホームページ [http://www.pref.yamaguchi.lg.jp
/cms/a121002/index/](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a121002/index/)

印刷：泉菊印刷株式会社

※ この冊子は、再生紙を使用しています。